

IV 生 活



1. 農家経営～生活のあり方を見直そう～

(1) 自分の夢（目標）は何ですか？

今、あなたが「現在の生活目標は？」とか「欲しい物は？」あるいは「将来の夢は何ですか？」と聞かれたら何と答えますか…。

① いろいろな例をあげてみましょう。

- ・家族とゆっくり旅行がしたい
- ・還暦や結婚記念のお祝に少し高価な送り物をしたい
- ・住宅を住みやすく改善したい
- ・子供を立派な後継者に育てたい
- ・農村でしか味わえない快適な暮らしを続けたい
- ・もっと、所得を向上させたい

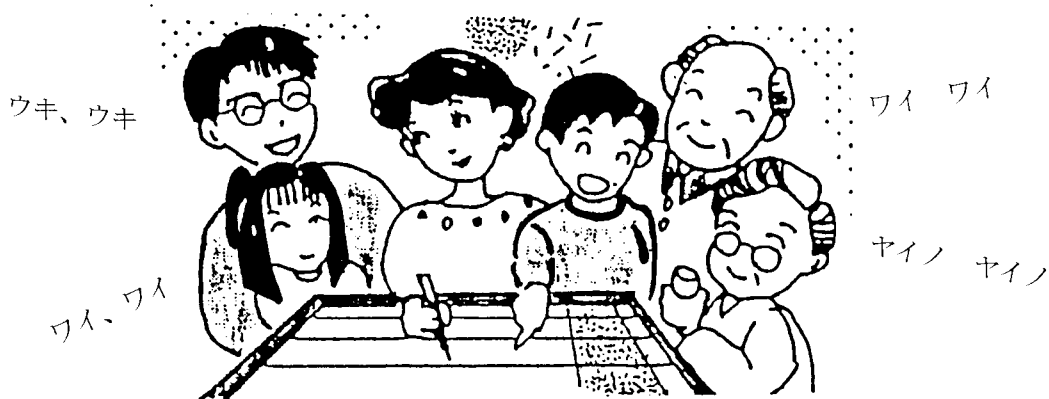


こうした夢を実現させるためには何が必要でしょうか…。その1つは「自分の自由にできるお金」と「自由な時間」、さらには「意識改革」ではないでしょうか。

農業でこれらを得るためには、「農家」という事だけを考えるのではなく、「農業者個人」の事についても、考えていかななくてはなりません。そうすることで、「農業労働＝無償」といった考え方はなくなり、「農家の中の労働報酬の確保」という考え方になります。

では、どのように労働報酬の確保を考えたら良いのでしょうか。

みんなの夢や目標は???



② 労働報酬のある生活（事例－1）

Aさんの家では、その年に610万円の所得として、使えるお金がありました。家族は6人なので、ゆとりある暮しができそうですが、二人の子供の教育準備金が必要なため、一年の家計費は350万円でやりくりしました。まとめてみると、次のようになります。

Aさんの家族

経営主夫婦、親夫婦
子供2人(小中学生)

(従来の考え)	農 家 所 得 (610万円)			
	現金家計費 (350万円 : 57%)	租税公課 諸負担 (12%)	農家経済余剰 (31%)	
①	農家所得 (みんなで稼いだお金)			
②	労働報酬 (みんなに分配されるお金)			
③	現金家計費 (350万円 : 57%)	租税公課 諸負担 (12%)	生活設計 準備金 (15%)	残り (16%)
	← みんなで支える生活費などの「お金の振り分け」 →			

◎ここでは、残りの「16%」が自由に使える魅力あるお金となります。

従来の考えでは、農家所得はあくまでも、農家のもので「家」を重視した考え方であり、農業従事者それぞれに対して「報酬を支払う」という意識は、長年の習慣の中ではありませんでした。

③ ①②③の3段階の考えでは、次のようになります。

①の段階… 農業所得、農外所得の全て合計して、農家所得とする、

従来の考え方と違う点は、内訳を家族にオープンにするという事。

②の段階… あくまでも農家所得は、一旦労働に従事した家族に支払うという方法をとる。そうすることで、ただ働き観の、解消や自分達の労働報酬で、生活を支えている事の再認識ができる。

また、②段階の特徴としては、労働報酬の金額は、必ずしも自分の自由に使えないという事になる。

③の段階… お互いの生活を支えるために、受け取った報酬を出し合います。この必要経費を支払い、お金が手もとに残れば自由なお金となる。

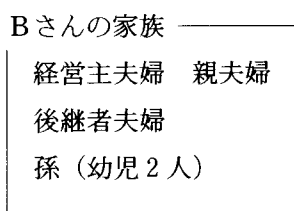
④ 専従者給与を本来の姿に（事例－２）

また、労働報酬のある農家生活の実現に向けての有効な方法に、青色申告があります。この中にある、「専従者給与」は、個人の労働に対する報酬なのですが、現状では「家計費の別名」程度にとらえられているようです。

これは、節税面の意識が先行した結果だと思われます。専従者給与は、「働いた結果として自覚をし、各個人が給与として受けとる」家計費への拠出は、この中から家族の合意に基づき出しあいます。

家計費への拠出後、残り少なく、結局「こずかい」をもらうのと同じ額であっても、その考え方は、大きく異なります。

農業を職業として、働く意欲の増進がはかられ、計画的家計運営の意識が高まってきます。



ア、経営主以外の、５人の各口座に専従者給与が振り込まれる。

(月に計＝48万円)



イ、個人がそれぞれに引きおろし、共通家計費へ

(月に計＝33万円)



- 共通家計費でまかなうもの……………（家計管理の責任者は若妻）
（食費、光熱、嗜好品） 33万円
- 共通家計費へ拠出後のもの……………（個人の自由な部分）
（お互いの交際費、衣服費、個人の貯金） 15万円
- 農場家計費でまかなうもの……………（営農計画で見積りの家計費）
（経営主の小遣い、保険掛け金、臨時費など）

ウ、経営主夫婦のコメント

- ・ 農業情勢が厳しくても、これだけやれると自負し、農業に対する自信につながっている。
- ・ こういった時代だからこそ、やりがいのもてる農業経営にしていく必要性を感じた。
- ・ 今後、ボーナスの支給や、収入に見合った配当を考え、意欲の向上につなげたい。

⑤ 労働報酬の評価についての視点（お互いを認め合うために）

労働報酬の必要性は第一に、家族の労働意欲の向上です。従って、家族の労働費を正しく評価し、働く人全員に、給与のあるくらしを考える必要があります。

では、どのような事柄に留意すべきなのかを考えてみましょう。

ア、農業労働に関すること

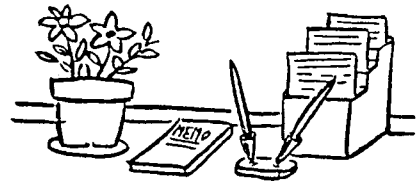
- ・ 熟練度、労働強度、成果、責任、労働時間

イ、経営管理作業

- ・記帳、診断、決定、申告

ウ、労働力再生産のための事柄

- ・家事労働（生活環境の整備、家族の健康管理なども含む）
- ・役割分担の責任度合
- ・後継者育成

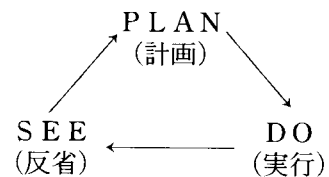


以上のような項目があげられるが、地域での役割や自由時間の内容なども考慮できるように家族で十分に検討することが大切です。

(2) 家計仕向可能額算出の必要性

家計仕向可能額とは、「家計費として使うことのできる額」のことで、農家所得から家計費以外の必要経費を引いたものです。この家計仕向可能額が所得で十分に満たされていないと、労働報酬が思ったように確保できないという事態も生じてきます。

家計仕向可能額の把握は、農家生活において大変重要です。



この3要素が家庭で大切なのね

ア、我家の所得や負債の状況を把握する。

イ、家計費として、支出はいくらか、決算してみる。

ウ、必要な家計費を維持するためには、農家所得は、いくら必要なのか計算してみる。

エ、現在の我家の立場では、どのような経済状態にあるべきか、話し合いをして家族が協力し合う。

（例えば、教育費が多額に出費される事が予想された場合、生活準備金を重視してみたり家計費の決算状況により一部費目について減額したりする）

以上の事を留意して予算生活の計画と実行に努めることが大切です。

(3) 可処分所得と家計仕向可能額の関係

農業経営者の一番の関心事は、やはり「いかに所得を上げ確保するか」です。

それでは我家の所得と家計費の充足について計算してみよう。

- ①農業所得 _____ 円
- ②農外所得 _____ 円
- ③農家所得 ①+② _____ 円
- ④租税公課諸負担 _____ 円
(税金、年金、国民健康保険料など)
- ⑤可処分所得 ③-④ _____ 円
- ⑥営農改善資金 ⑤×15% _____ 円
(農業経営の長期的改善資金としての準備金)
- ⑦短期・長期生活設計資金 ⑤×15% _____ 円
(冠婚葬祭、住宅建設、教育費としての準備金)
- ⑧家計仕向可能額
⑤可処分所得 - (⑥営農改善資金 + ⑦生活設計資金) = _____ 円

わが家の数字を入れてみよう

以上のような式になります。また、図で示すと下のようになります。

農 家 所 得 (100%)	
可 処 分 所 得 (80%)	租 税 公 課 (20%) 諸 負 担
↓ここから可処分所得を100%とすると	
家計仕向可能額 (70%)	営農改善資金 + (30%) 生活設計資金
← 農家所得の56% →	※56% = 100% × 80% × 70%



ア、年間家計費が300万円必要とすると農家所得は、

$300 \text{万円} \div 0.56 (56\%) = \text{約}536 \text{万円}$ が必要となります。ただし、営農改善資金や生活設計資金の蓄積分を減額していくと、可処分所得=家計仕向可能額に近い額となります。

可処分所得=家計仕向可能額の場合は、

$300 \text{万円} \div 0.8 (80\%) = 375 \text{万円}$ が必要となります。

イ、蓄積資金は営農改善資金=15% 生活設計資金=15% 合計30%を理想とし、租税公課20%は、平成5年の北海道の平均を参考に仮定した数字です。

(4) 新しい暮らし方のルールづくり

一般社会は核家族が多い中、管内の農家の大半は、多世代で生活をしています。しかし、今までのように家族の誰かが「ゆずりあい、我慢して暮らせばうまく行く」という犠牲と忍耐に支えられた生活基盤では済まされない時代になっています。

家族協定については、弱い立場にある人の地位を守る為にありますが、現在の農村社会には、家族の間で水くさいとか、言わなくてもわかる筈の風潮が、一部を除いて、まだ根強く残っているのも事実です。これは他産業から農村社会に入った人を悩ませている事柄の一つでもあります。

我家なりの“暮らし方を見直し、家族の意見を取り入れたルールづくり”が必要であり、それを援助することが求められています。

家族協定農業とは

農業経営に必要な資産の分割を防ぎ、後継者に意欲と責任を持たせて、自立経営への誘導確立を行います。また、親の老後の保障等、豊かな家族関係を維持増進し、農業経営の健全な発展と、明るい家庭の建設を図る事を目的とします。

① 生活協定のすすめ

生活協定とは…そこで暮らす人達が、やりがいのある農業経営や、暮らしやすい生活を作るための、家族全員の自立を前提とするものです。

なぜ必要か？

農業は他の産業と違う特質をもっています。

その主なものとして、

- 生活と生産が未分離で、労働時間も変則的である。
- 都市に比べ、労働の報酬がはっきりしていない。
- 他産業に比べ、従事者の報酬がはっきりしていない。
- 家族経営の為、運営上の約束やルールを持ちづらい。
- 多世代同居が多く、運営上の約束やルールを持ちづらい。
- 後継者や婦人の、自主的な生活ができにくい。



◎ このように、不明瞭で曖昧なところが、生活をしづらくしている部分でもあり、こんな関係を自からの手で、近代的なものにしていこうと言うところに、生活協定の必要性があります。家族のルールづくりの内容については、次のページを参考にしてください。

◎家族のルールづくり（文書）の一例

就業条件に関する家族協定書

- 甲 ○○郡○○町 A. S（経営主）
乙 ○○郡○○町 B. S（経営主の配偶者）
丙 ○○郡○○町 C. S（後継者）
丁 ○○郡○○町 D. S（後継者の配偶者）

（目的）

第1条 この協定書は、経営主（以下「甲」という）と経営主の配偶者B. S（以下「乙」という）と後継者（以下「丙」という）と後継者の配偶者（以下「丁」という）が、農業経営に携わる者として、各自の能力を十分に発揮し、円滑な家族関係のもと、快適な経営活動を行うことを目的とする。

（農家経営設計の樹立）

第2条 わが家の営農と生活とが調和のとれた姿で発展するよう中長期的な営農設計及び生活設計（以下「農家経営設計」という）を樹立するものとし、甲、乙、丙、丁が平等な立場で参画してこれを決定する。

（簿記の記帳）

第3条 前条の農家経営設計の樹立並びに毎年度の経営目標の策定、経営成果の評価に当たっては、農業経営の記帳、家計簿の記帳及び労働日誌の記帳成果をもに行うものとする。

（労働報酬の確保）

第4条 家族の生産、生活上の役割分担、貢献を明確にするため各年度はじめに策定する経営目標の中に各自の労働報酬見積額を計上し、これを働きに応じて甲、乙、丙、丁が受領する。

なお、役割分担は、主に次のとおりとし、労働の報酬は毎月○日に各自の名義の口座に振り込むこととする。

甲… 乙… 丙… 丁…

また、各自の労働による貢献は相続の際に寄与分として適正に評価する。

（労働時間）

第5条 1日の労働時間は、平時○時間とし、農繁期にあっても○時間を越えないことを目安とする。

②時期別の始業時刻及び終業時刻は、次のとおりとする。

○月～○月は、始業時刻○時 終業時刻○時

○月～○月は、始業時刻○時 終業時刻○時

（休憩）

第6条 作業に応じて一定の小休憩をとるとともに、1日の労働時間のうち1時間以上の休憩時間を確保する。

（休日）

第7条 休日は1週間に○日とする。

（能力向上）

第8条 甲、乙、丙、丁は、能力を一層磨き就業環境の改善、能率的な農作業の実施等に取り組むため、各種研修会、研究会、視察等に夫婦単位であるいは個人で積極的に参加することとする。

（その他）

第9条 この契約の定めるもののほか、必要な事項は甲、乙、丙、丁が協議して決定する。

甲 A . S 印

乙 B . S 印

丙 C . S 印

丁 D . S 印

立会人 ○○町農業委員会 長 印

2. 農業労働～心にも、身体にもゆとりを～

家族労働を基本としている農業経営は、経営形態や自然環境により大きな影響を受けやすく、時期的に作業が集中し、長時間労働になったり、無理な作業体系になりがちです。

また、農業は他産業とは違い、労働基準法や労働安全衛生法などの法的な管理がなされていないため、農業者の自己管理にまかされています。

(1) 農業労働の特徴

- ① 同一作業者が一連の異種作業に従事するため、多種の機械を使用、管理し、さらに習熟しなければならない
(機械化が進み、農作業は軽減されたが、多様な機械操作、それに伴う危険度は高まっている。)
- ② 消費エネルギーの減少と身体への負担の集中化
(機械化に伴ってエネルギーの消費は減少したが、局所疲労につながっている。)
- ③ 労働時間が長く、同一姿勢での作業が多い
(労働条件を自主的に決定できるが、適正な作業の許容基準がない。)
- ④ 季節性があり、農繁期と農閑期の労働の差が大きい、疲労の蓄積がある
- ⑤ 女性や高齢者への労働負担が偏重している
- ⑥ 農作業事故や健康障害の深刻化
(機械化に伴って、農作業事故が増加し、精神的な負担も大きくなっている。)

(2) 農作業による事故

農作業事故は、1万人当たりの発生頻度では、交通事故よりも死亡、負傷ともに多く、産業別に見ても、他の業種に比べて事故発生の割合が非常に高くなっています。

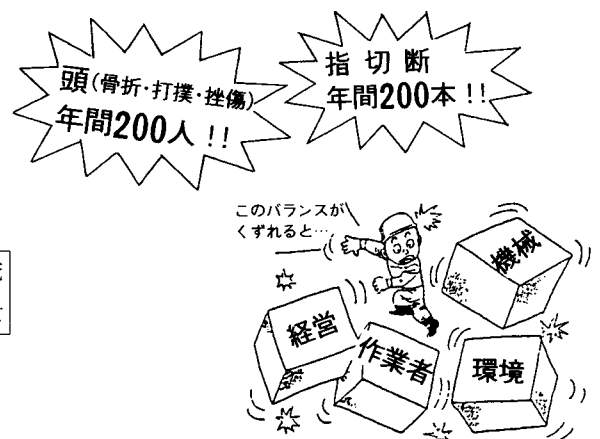
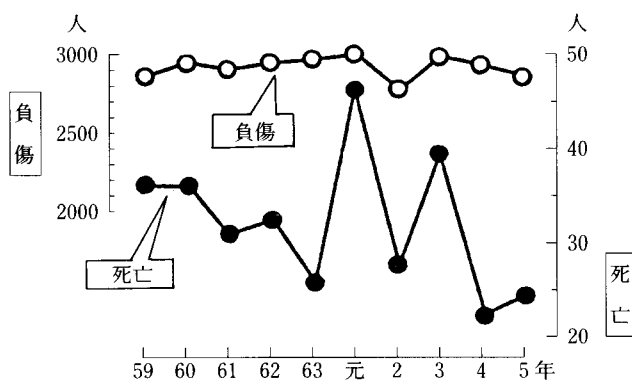


図1 死亡、負傷別、年度別事故状況の推移
(昭和59～平成5年度=10年間)

(3) 平成5年度根室管内農作業事故発生状況

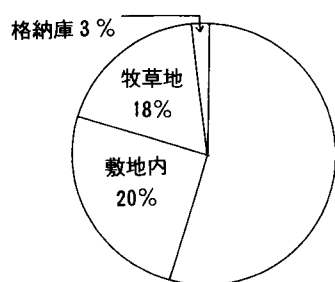
① 月別事故発生件数

H5年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
発生件数	3	2	2	2	6	1	8	2	2	3	3	5	39
%	← 38.5 →					← 41.0 →				← 20.5 →		100	

これは、生命保険、傷害保険を請求処理された件数です。実際には件数に表われない事故

が相当発生しているものと思われます。また、事故の多くは6月から10月の農繁期に集中して発生しています。天候不安、作業の遅れ、疲労の蓄積などから身体的、精神的に疲労が重って来る頃です。

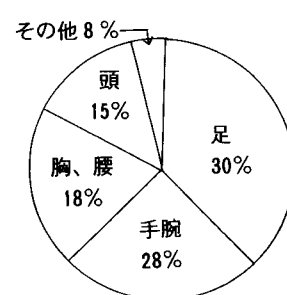
② 発生場所の半数は畜舎内



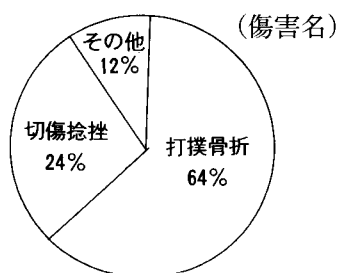
③ 午後に事故が集中

時刻	件数
6～9	5
9～12	5
12～15	6
15～18	13
18～21	8
不明	2
計	39件

④ 手腕、足のケガが約60%



⑤ 64%が打撲、骨折



事故は12時から18時の時間帯、すなわち、搾乳準備のため畜舎内へ牛を移動する際または、給与作業中などに多く発生しています。

畜舎内の事故は牛との関係が原因しています。また、受けた傷害の部位は身体全体に渡っています。多頭数でしかも、体重数百kgの乳牛の行動を予想することは不可能です。“この牛はなれている”という思い込みが油断を生じ、予想外の牛の行動により負傷するものと思われます。牛舎の出入、搾乳などの日常作業では、群全体の動きと個体の動きをまんべんなく見渡し、注意することです。

また、受傷者の多くは40才以上です。これは、40才以上の就農者が多いともいえ、単に件数のみで比較はできません。しかし、“ヒヤッ”とする瞬間にどう対処したかは事故と無関係ではありません。

運動機能の低下する年令者の作業方法を改善するとともに、若年令者は機械操作の自信過剰が事故をまねく原因と思われるので安全意識の向上が必要です。

⑥ 特に40才以上は要注意

年令	件数	%
20～29才	5	29
30～39才	6	
40～49才	11	71
50～59才	8	
60～	9	
計	39	

(4) 農作業事故状況

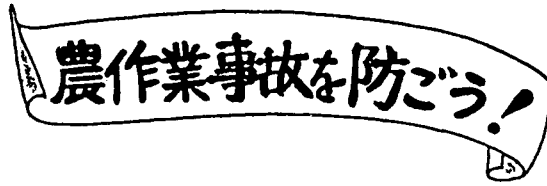
負傷事故（別海町）

	発生時刻	場 所	発生原因と状況
1	午前6時頃	格納庫	ロールベアラーを取り付中にジョイントが右足親指に落下して負傷
2	〃 9 〃	牛 舎	子牛の移動中、子牛があばれて足を取られ転倒して負傷
3	〃 10 〃	パドック	牛が急にバックした為、牛の尻と柵の止金の間に左手首をはさまれた
4	〃 11 〃	牛 舎	モクシ掛けの時に牛に頭を振られて右足首を骨折
5	午後1時頃	敷 地	トラクターから降りる際、足を滑らしトラクターのステップに右足首を打った
6	〃 2 〃	牛 舎	搾乳の準備中に転倒して右手関節炎をおこした
7	〃 2 〃	敷 地	ローダバケット取り付中にピンがすべり左足首を負傷
8	〃 3 〃	牛 舎	給餌用のベルトコンベアーに右腕を挟まれ骨折
9	〃 3 〃	パドック	作業中に針金のはじけて左目に当り負傷
10	〃 4 〃	育成舎	牛をつかまえようとして、牛に引っぱられ転倒、右腕を柵に打った
11	〃 4 〃	牛 舎	牛におされウォーターカップと牛の間に左足を挟まれ負傷
12	〃 4 〃	〃	牛舎に牛を入れる作業中に右足親指を牛に踏まれる
13	〃 4 〃	〃	搾乳中に牛と牛に挟まれ胸部を圧ばくされた
14	〃 4 〃	〃	牛入れ中に牛におされ転倒、尾骨を骨折
15	〃 5 〃	敷 地	給水車をトラクターからはずそうとして、牽引部を左足に落し打撲
16	〃 5 〃	〃	給餌作業中にトラクターから降りる際左足捻挫
17	〃 6 〃	牛 舎	牛乳をバケツで運んでいる時階段ですべって転倒、左手負傷
18	〃 6 〃	〃	搾乳中牛に左胸を蹴られた
19	〃 7 〃	〃	搾乳中牛に引っぱられ転倒、負傷
20	〃 8 〃	放牧地	乳牛に押し倒され左足を踏まれて骨折

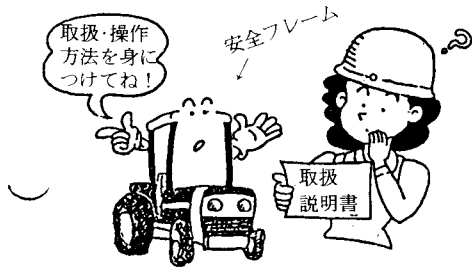
死亡事故（北海道）

	発生時刻	場 所	発生原因と状況
1	午前10時頃	畑	長女（1才）の子守りをしていた祖母が目を離したすきに、母親が運転していたトラクターに近付き、ひかれ全身打撲で死亡
2	〃 11 〃	道 路	肥料散布を終えて帰宅途中、砂利道にハンドルを取られトラクターと共に路外へ転落、トラクターの下敷きとなり胸部を強打して死亡
3	午後1時頃	牧草地	ロールベアラーで作業中、トワインがうまく繰り出されなくなった為調整していたところ、ロールベアラーに身体が巻き込まれ死亡
4	〃 2 〃	堆肥場	ダンプ式マニアスプレッターの荷台を上げ動力シャフト付近で作動状態の点検調整の作業をしていたところ、回転するシャフトに巻き込まれ死亡
5	〃 3 〃	敷地内	実習生が1人で作業中、クロープキャリヤに巻き込まれ、頭部及び肩などを切断し死亡
6	〃 4 〃	収納舎	牧草ロールを積み上げる作業中重さ約350kgのロールが落下、首の骨を折って即死

3. 明日はわが身にならないために



① 機械の操作を正しく行いましょう。



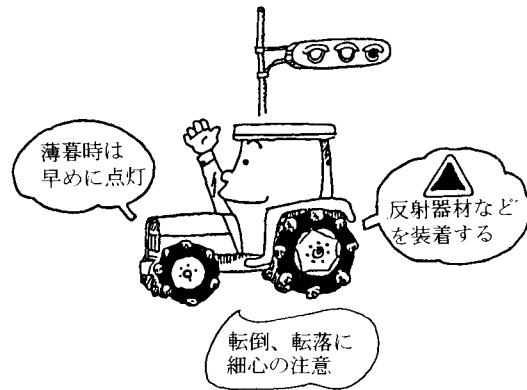
② 機械の日常点検・整備を行きましょう。



③ 安全な服装と体調を点検しましょう。



④ 交通法則を守りましょう。



⑤ 過労運転をさげ、適宜休憩を取りましょう。



農作業安全標語入選作

「気をつけて」 家族の絆で 事故防止
 農作業 いつも心に 初心者マーク
 安全フレーム 反射板
 それが父ちゃん 家族を守る
 点検整備と正しい操作
 安全作業で事故防止
 無理するな 土手や 畦みち広くない
 ちょっと待て その身支度が
 事故まねく



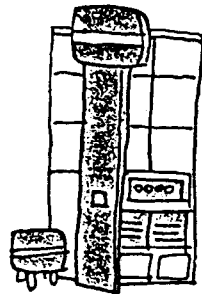
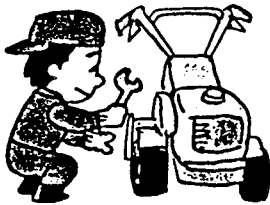
(1) まさか、に備えて労災保険を！

労災保険は、労働者の業務災害に対する補償を本来の目的としています。しかし、農業においても、農家の業務の実情、災害の発生状況から労働者に準じて保護することがふさわしいことから、特別加入することができる、公的性格をそなえた制度です。

特定農作業従事者での補償

• こんな作業も補償の対象になります

農機具の整備・点検



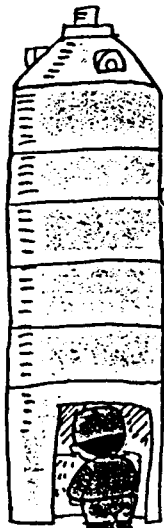
乾燥・調製作業



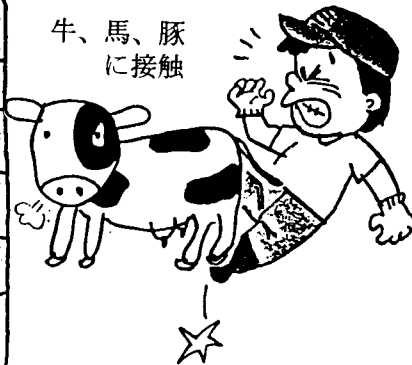
農薬散布



2 m以上の高所での作業



牛、馬、豚に接触



サイロ作業など

• 加入資格者は…



年間農産物販売額
300万円以上

経営耕地面積
2 ha以上

集団全体でも、この条件を満たせばいいんだ

どっちかを満たせばOK

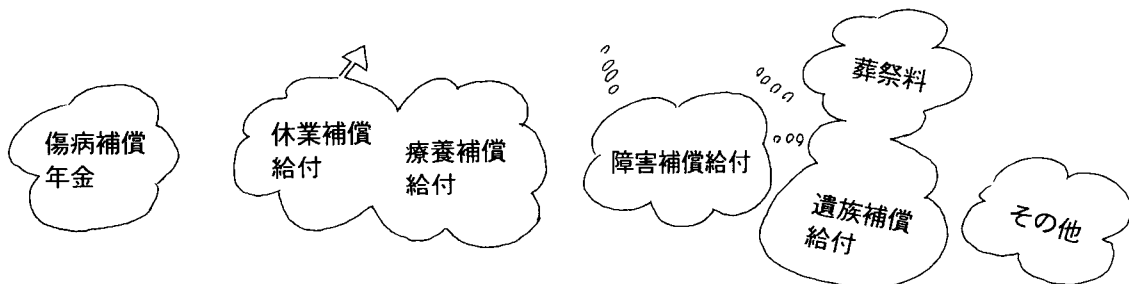
• 補償内容

〈給付種類〉

加入者の補償対象事故による死亡・障害・疾病・傷害による治療などが補償される他、休業補償や葬祭料の給付もある。

〈損失に応じた補償〉

民間の傷害保険などは、保険料に応じた一定額の給付を基本としますが、労災保険では、できるだけ経済的損失にみあった補償をおこなう趣旨から、障害補償給付や遺族補償給付等においては終身にわたり年金を受けとれる。



4. 休日について考えてみよう

(1) 農休日の重要性

今日の疲れは、翌日に持ちこさないことが、健康で快適に働く基本ですが、作業時間が長くなると、次の日まで疲れが残りがちになります。このような状況が続いてゆくと「過労」、さらには「蓄積疲労」につながり、事故や病気の要因になっていきます。

休日は、疲労回復に必要であり、特に労働時間が12時間を超えるような農繁期には、その重要性は一層大きくなります。仕事からはなれて休日をとって意識の切り替えを図り、体をいたわり身心の健康を回復させることは、健全な農業経営をすすめる上で見おとしてはならない事です。

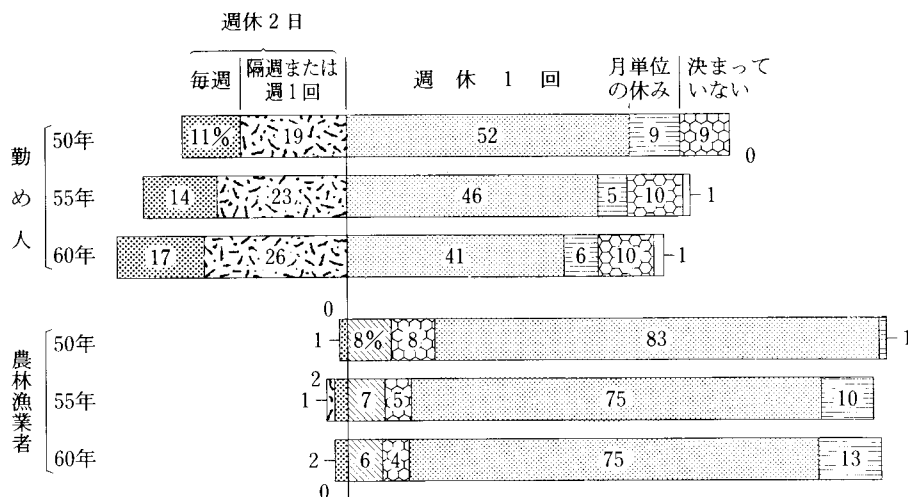


図2 職業による休日制度の違い

(2) 段階的な休日制の導入をはかろう

- 将来目標を明らかにして、計画的に作業効率（労働効率）を高める
- ヘルパー制度や雇用による代替労働力の活用
- 経営の見直し（法人化など）

(3) 定期農休日を獲得、実施させた婦人達の声

- 休日は、スカートをはいて、子供達とゆったりふれ合い、気持の切りかえをする
- ロクせだった「疲れた」、「忙しい」などのぐちをいわず自分でコントロールするようになった
- 農休日が取れないことを他の責任にしない（責任転嫁）
- 休日が欲しいことを家族や地域にアピールする